

定 例 監 査 結 果 報 告

1 監査の種類

定例監査（工事）

2 監査の対象

都 市 整 備 局（公共建築住宅部（営繕課（建築第一係，建築第二係），設備課（電気第二係，機械第二係）））

泉 区 役 所

消 防 局

3 監査の着眼点及び主な実施内容等

今回の工事監査は，仙台市監査基準に従い，共通的事項，設計・積算事務，契約事務，施工・監理事務，検査事務，維持管理事務，委託事務に関し，合規性，正確性等の観点から，令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間に施行されていた工事及び委託，550件，348億712万円のうち，別紙100件，193億9,721万円を抽出し，関係書類及び施工現場を調査するとともに，担当職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

4 監査の日程

令和5年7月5日から令和5年11月9日まで

5 監査の結果

一部に改善を必要とする事項が見られたが，おおむね適正に執行されていると認める。
改善を要する事項は，次のとおりである。

（改善を要する事項）

（1） 予定価格の積算及び設計変更について

仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号）では，予定価格は，数量の多寡，履行期間の長短その他必要な事項を考慮して適正に定めるものとされている。

また，契約事務の取扱いに関する要綱（平成元年市長決裁）第11条の規定に基づく契約事務の手引（平成28年財政局長通知）では，契約後にやむを得ず数量，規格，納期，設計内容及び工期，その他の契約の内容を変更する事由が生じた場合は，ただちに，諸手続きを経て契約を変更するものとされている。

ところが，消防局管理課では，仙台市消防局・青葉消防署他消防用設備等点検業務委託において，誤った数量を基に予定価格を積算するとともに，数量に変更があったにもかかわらず，契約変更を行っていなかった。

予定価格の積算及び契約の内容を変更する事由が生じた場合は，関係規程等に則り，適正に事務処理をする必要がある。

（消防局）